

千葉市市民参加及び協働に関する条例と改正（案）の対照表

項目	<改正前>千葉市市民参加及び協働に関する条例	項目	<改正後>（仮称）千葉市市民自治によるまちづくり条例
前文	<p>地方分権の進展により、地方公共団体が自主性と自立性をもって自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行う団体自治が拡充されたが、これに対応して、住民の意思に基づいて地域の行政を行う住民自治の拡充が求められている。</p> <p>また、社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式も変化し、市民の需要が多様化する中で、個人では解決できない、社会が取り組むべき公共の課題が増大している。一方、防犯、防災、福祉、環境、教育など様々な公共の分野で市民が主体的に活動を展開するようになってきており、拡大する公共の領域を市のみならず多様な主体が担っていくことが求められている。</p> <p>このような状況のもとで、市民の豊かな知識や社会経験を市政に生かし、市民と市が力を合わせ、公共の課題の解決に取り組む市民参加と協働がこれまで以上に必要となっている。</p> <p>千葉市は、ここに、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民主体の活力あるまちづくりを目指し、市民参加と協働を推進するため、この条例を制定する。</p>	前文	<p>地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の拡大を背景として、市は市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち（市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等）は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりまし。</p> <p>一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、公平性を重視した画一的な行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があり、わたしたち自らが地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。</p> <p>そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できないことや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持ってほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。</p> <p>わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできることから取り組みます。そして、次の世代のために、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けられ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。</p>
目的（第1条）	この条例は、市民参加及び協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民参加及び協働の推進を図り、もって市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的とする。	目的（第1条）【変更】	市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。
定義（第2条）	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	定義（第2条）【変更】	この条例で使われる用語の意義は、次のように定めます。
	（1）市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいう。		（1）まちづくり 社会の課題解決を図り、より住みやすい社会を形成すること。
	（2）協働 市民及び市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいう。		（2）市民自治 市民が自ら市民参加を行い、協働を行い、又は自立的に活動し、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むこと。
	（3）実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。		（3）市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案すること。
	（4）パブリックコメント手続 市の施策（議会の議決を要するものにあつては、その案をいう。以下この号及び第7条第1項において同じ。）の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。		（4）協働 市民と市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完すること。
			（5）町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成され、自分たちの地域をより良くするために活動する団体
			（6）市民活動団体 営利を目的とせず、社会をより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体
			（7）地域運営委員会 小学校区から中学校区の広さの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成され、地域住民の助けあいと支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるための組織
			（8）事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体（町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除きます。）や個人
			（9）市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者
			（10）パブリックコメント手続 市の施策（議会の議決を要するものにあつては、その案をいいます。以下この号と第13条第1項において同じです。）の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続
基本理念（第3条）		まちづくりの基本理念（第3条）【変更】	まちづくりは、市民一人一人が市民参加を行い、協働を行うとともに、できることから自立的に活動して地域の実情に合わせて取り組むことを基本とし、次のことを考慮して推進されなければなりません。
	1 市民参加及び協働は、市民の豊かな知識及び社会経験並びに創造的な活動を尊重して推進されなければならない。		（1）市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。
	2 市民参加及び協働は、多くの市民が参加し、及び活動することができるよう推進されなければならない。		（2）年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、多くの市民が地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題（以下「地域の課題等」といいます。）に気づき、参加し、活動できるようにすること。
	3 市民参加及び協働は、市民相互並びに市民及び市がそれぞれの役割を理解し、及び協力し、推進されなければならない。		（3）市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。
	4 市民参加及び協働は、市民及び市が情報の交流及び共有を通じて信頼関係が深められるよう推進されなければならない。		（4）市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深めるようにすること。

項目	<改正前>千葉市市民参加及び協働に関する条例	項目	<改正後>(仮称)千葉市市民自治によるまちづくり条例
市民の役割 (第5条)	<p>1 市民は、市民参加及び協働の機会を積極的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市政に関心を持ち、積極的にその情報を収集するとともに、市民参加及び協働を通じて公共の課題の解決に主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、市民参加及び協働を行うに当たり、地域社会の一員として、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとする。</p>	市民の役割 (第4条) 【変更】	<p>1 市民参加と協働の機会を積極的に活用するとともに、できるところから自立的に活動するよう努めるものとします。</p> <p>2 地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気づき、積極的に情報を収集し、知識を得るとともに、市民自治の活動を通じて地域の課題等の解決に主体的に取り組むよう努めるものとします。</p> <p>3 市民自治の活動を行うに当たり、地域の一員として自らの発言や行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとします。</p> <p>4 地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとします。</p> <p>5 町内自治会や市民活動団体その他の団体によるまちづくりの重要性を理解し、その活動にできるところから取り組み、協力するよう努めるものとします。</p> <p>6 協働や自立的な活動の継続と発展に向け、必要なものを考え、探すとともに行動して創り出すよう努めるものとします。</p> <p>7 協働や自立的な活動を行うに当たり、自ら解決できない課題や課題解決に足りないことがあれば、それを発信するよう努めるものとします。</p>
		町内自治会の役割 (第5条) 【新設】	<p>1 地域の市民相互の交流や親睦を図る活動に努めるものとします。</p> <p>2 市に加え地域で活動する市民活動団体や事業者との連携を深め、地域内の身近な課題の解決に取り組むことに努めるものとします。</p> <p>3 市民と市をつなぐ架け橋としての役割を認識し、市民の意見や市政に関する情報を収集することに努めるものとします。</p> <p>4 自らの活動に関する情報を積極的に発信するよう努めるものとします。</p>
		市民活動団体の役割 (第6条) 【新設】	<p>1 その活動する分野における知識や専門性を生かし、地域の課題等の解決に努めるものとします。</p> <p>2 地域の課題等の解決のために他の団体や市と連携や協力をするよう努めるものとします。</p> <p>3 地域の課題等の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めるものとします。</p>
		地域運営委員会の役割 (第7条) 【新設】	<p>1 町内自治会等の地域で活動する団体がそれぞれの活動をより円滑で効果的に行うことができるよう、お互いに活動内容を理解し、情報を共有するための環境づくりに努めるものとします。</p> <p>2 地域の課題を調査し、把握し、地域の課題の解決や将来に引き継ぎたいと思えるまちの実現のための企画等を立案し、他の団体や市と連携や協力をして具体的な取組を行うよう努めるものとします。</p> <p>3 自らの活動に関する情報を積極的に発信するよう努めるものとします。</p> <p>4 必要に応じて自らや構成団体の事業の見直しを図るよう努めるものとします。</p>
		事業者の役割 (第8条) 【新設】	<p>1 地域の一員としての認識を持ち、地域との調和を図り、その事業所が所在する地域の活動や市が実施する市民自治の推進に関する施策に協力し、地域の課題等の解決に努めるものとします。</p> <p>2 従業員が自らが居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。</p>

項目	＜改正前＞千葉市市民参加及び協働に関する条例	項目	＜改正後＞（仮称）千葉市市民自治によるまちづくり条例
市の責務 （第4条）	<p>1 市は、市民の意見及び提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民参加及び協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めるものとする。</p> <p>3 市は、市民及び市職員に対し、市民参加及び協働に関する啓発、研修等を行うことにより、市民参加及び協働に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <p>4 市は、市民と情報を共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見及び提案に対し誠実に応答するものとする。</p> <p>5 市は、市民参加及び協働を推進するに当たっては、議会の権限及び役割を尊重するものとする。</p>	市の責務 （第9条） 【変更】	<p>1 市民の意見や提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めます。</p> <p>2 市民参加や協働の機会を積極的に提供し、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めるとともに、市民の自立的な活動を積極的に支援するよう努めます。</p> <p>3 市民や市職員に対し、市民自治に関する啓発、研修等を行うことにより、その理解の促進や新たな担い手の発掘や育成に努めます。</p> <p>4 開かれた行政運営を目指し、情報とその活用方法を市民と共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見や提案に対し誠実に応答します。</p> <p>5 市民自治の活動に対し、適切に支援するよう努めます。</p> <p>6 市民自治を推進するに当たっては、議会の権限や役割を尊重します。</p>
		市民の自立的な活動の推進 （第10条） 【新設】	<p>市長等は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。</p> <p>（1）町内自治会と市民活動団体や地域運営委員会の設立や活動が継続し、発展するために必要な支援</p> <p>（2）町内自治会と市民活動団体や地域運営委員会の活動への市民の参加の促進</p> <p>（3）市民相互の連携や協力のための調整</p> <p>（4）市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出</p> <p>（5）その他市民の自立的な活動の推進のための措置</p>
協働の推進 （第10条）	<p>1 実施機関は、公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	協働の推進 （第11条）	
市民参加 の手続 （第6条）	<p>1 実施機関は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ（市民及び実施機関又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。）の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行及び評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めるものとする。</p>	市民参加 の手続 （第12条）	<p>第11条以降については、内容に大きな改正はありません。一部条文の新設や変更に伴う条すれへの対応や表現を「ます」体に統一するなどします。</p>
パブリック コメント手 続の対象 （第7条）	<p>1 実施機関は、次に掲げる施策（実施機関の内部にのみ適用されるものを除く。以下「対象施策」という。）についてパブリックコメント手続を実施しなければならない。</p> <p>（1）市政及び各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画及び指針の策定又は変更</p> <p>（2）市政及び各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、実施機関が必要と認めるもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>（1）迅速性又は緊急性を要するもの</p> <p>（2）実施機関に裁量の余地がないもの</p> <p>（3）市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>（4）市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの</p> <p>（5）附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行うもの</p> <p>（6）軽微なもの</p>	パブリック コメント手 続の対象 （第13条）	

項目	<改正前>千葉市市民参加及び協働に関する条例	項目	<改正後>（仮称）千葉市市民自治によるまちづくり条例
パブリックコメント手続の実施（第8条）	<p>1 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案（対象施策で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料を公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。</p> <p>3 実施機関は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。</p> <p>4 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表するものとする。</p> <p>5 前条及び前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	パブリックコメント手続の実施（第14条）	<p>第11条以降については、内容に大きな改正はありません。一部条文の新設や変更に伴う条すれへの対応や表現を「ます」体に統一するなどします。</p>
附属機関の委員（第9条）	実施機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めるものとする。	附属機関の委員（第15条）	
市民の意向の把握（第11条）	実施機関は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めるものとする。	市民の意向の把握（第16条）	
実施計画（第12条）	市長は、毎年度、市民参加及び協働の取組を推進するための実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。	実施計画（第17条）	
実施状況の公表（第13条）	市長は、毎年度、実施計画及びその実施の状況を公表しなければならない。	実施状況の公表（第18条）	
推進会議の設置（第14条）	本市の市民参加及び協働の推進について調査審議するため、千葉市市民参加協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。	推進会議の設置（第19条）	
所掌事務（第15条）	<p>1 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>（1）実施計画の策定に関する事項</p> <p>（2）実施計画の実施状況に関する事項</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、市民参加及び協働に関する事項</p> <p>2 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民参加及び協働の推進に関し、市長に意見を述べることができる。</p>	所掌事務（第20条）	
組織（第16条）	<p>1 推進会議は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。</p> <p>（1）公募による市民</p> <p>（2）学識経験者</p> <p>（3）前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。</p> <p>4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	組織（第21条）	
委任（第17条）	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	委任（第22条）	